

令和3年3月

沼田商工会議所 さくら共済ご加入の皆様へ

令和3年4月1日より、「見舞金・祝金制度」規約について下記の内容にて施行することとなりましたのでご案内致します。内容をご一読頂き、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

沼田商工会議所

沼田商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目的)

第1条 本規約は、当商工会議所が運営する「さくら共済」の一部をなす見舞金・祝金制度(以下、本制度という)の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「さくら共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「加入者」という。)とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「さくら共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「さくら共済」の一部をなす定期保険団体型(以下、「団体定期保険」という。)の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合は、本制度は同時に効力を失う。

(脱退)

第7条

次のいずれかに該当した場合、対象者は掛金が払い込まれている月の末尾をもって「さくら共済」から脱退するものとする。「さくら共済」から脱退した対象者は、同時に本制度から脱退するものとする。

①会員事業所が当商工会議所の会員でなくなった場合。

②会員事業所が「さくら共済」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途猶予

期間内に支払いがなされた場合はその限りではない。

③対象者が死亡、または会員事業所を退職した場合。

(給付内容)

第8条本制度の給付内容は、「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第9条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し、請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第10条 本規約の制定および改廃は、議員総会の決議により行う。

附 則

この規約は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 見舞金・祝金給付内容

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、病気入院見舞金として1口あたり入院した日数にかかわらず5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。但し、保証期間(11月1日～10月31日)に2回の支払を限度とする。

※同一の病気についての支払いは通算2回を限度とする。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 事故による通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故直接の原因として5日以上通院したときに事故通院見舞金として1口あたり通院した日数にかかわらず5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。

但し、保証期間(11月1日～10月31日)に2回の支払を限度とする。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次に各号によるときは事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度加入後2年以上の方が、結婚したとき、結婚祝金として1口あたり5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。夫婦ともに本制度に加入している場合、加入口数の多いいずれか一方のみ支払うものとする。

《結婚祝金を支払わない場合》

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき

- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求による時
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になった時

■ 出産祝金

加入者が本制度加入後2年以上の方で、加入者または加入者の配偶者が出産した時、出産祝金として1口あたり5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。

《出産祝金を支払わない場合》

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があった時
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求による時
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になった時

【共通免責事項】

以下に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支払いを行いません。

- ・会員事業所、対象者、特手親族の故意、重過失
- ・地震または地震に伴う津波、噴火
- ・戦争、テロ行為、内乱、暴動等

別表2

見舞金・祝金給付請求手続き

■ 病氣入院見舞金

加入者が病氣入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し、請求を行う。

なお、請求時には、次のいずれかの書類を添付する。

- ・入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 事故通院見舞金

加入者が事故通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し、請求を行う。

なお、請求時には、次のいずれかの書類を添付する。

- ・通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 結婚祝金

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し、請求を行う。

なお、請求時には、次のいずれかの書類を添付する。

- ・婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明等の原本又はその写し

■ 出産祝金

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し、請求を行う。

なお、請求時には、次のいずれかの書類を添付する。

- ・出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票(続柄記載のあるもの)等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証(続柄記載のあるもの)の写し